

みまもり・ねっと

江戸川区消費者センター No.132

江戸川区松島1丁目38番1号
グリーンパレス1階

相談電話 03-5662-7637

覚えておきましょう！

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な販売方法で、冷静な判断ができないまま交わってしまった契約を、**一定の期間内であれば無条件で解除できる制度**です。

クーリング・オフの手続きは、**必ず書面による通知**で行います。

訪問販売



電話勧誘販売



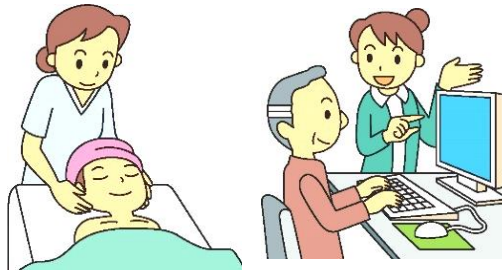
訪問買取り



内職商法



エステ、パソコン教室



マルチ商法



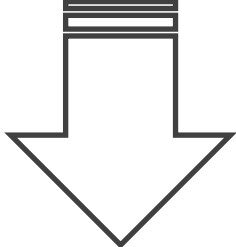
☆心配な時は、すぐに消費者センター または
消費者ホットライン“188(いやや)”に相談しましょう！

クーリング・オフが、できる契約と期間

契 約 内 容	期 間
自宅等での訪問販売、催眠（SF）商法など	8日以内
電話勧誘による商品の購入やサービスの契約	8日以内
業者が自宅などを訪問し、貴金属や着物などの物品を買い取る契約	8日以内
内職商法、モニター商法など	20日以内
エステ、一定の美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	8日以内
マルチ商法	20日以内

クーリング・オフができない契約もあります。
 詳しいことや、少しでも不安があれば、**すぐに相談しましょう！**

クーリング・オフ



◎江戸川区消費者センター ☎03-5662-7637 (相談電話)
 月～金曜日(土日祝は休み) 9時～16時
 ◎土曜・日曜日でお急ぎの方は、消費者ホットライン
“188(いやや)” をご利用ください。

●掲載イラストは、消費者庁イラスト集より